

1 2月定例連絡委員幹事会

と き 令和6年12月3日(火) 午後3時～

ところ 市役所 2階 会議室1

1 市民憲章唱和

2 あいさつ

3 議題

- (1) 民生委員の一斉改選について（お願い）（福祉課）・・・・・・・・・・ P1～8（資料1）
- (2) 町内会（自治会）加入世帯調査について（お願い）（環境課、地域協働課）・・
・・ P9～12（資料2）
- (3) 令和6年度区民館等運営事業補助金実績に関する中間報告書の提出について（依頼）
（地域協働課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13～18（資料3）

4 その他

- (1) 日本赤十字社碧南市地区活動費（社資）について（社会福祉協議会）
- (2) 令和7年碧南市交通安全市民大会の開催について（地域協働課）

5 意見交換

碧南市民憲章

衣浦港を門戸として、広く世界に目を開き、あたたかく明るい郷土「碧南」をつくるため、わたくしたちは自治の約束として、この憲章を掲げます。

1. 安心して住める町に

いのちを大切にし、すこやかな
毎日をおくります。

1. 活気ある町に

元気で働き、豊かな家庭を
築きます。

1. あたたかい心の町に

話し合いの輪をひろげ、なごやかな
社会をつくります。

1. きれいな水と青い空の町に

自然をだいじにし、美しい郷土を
つくります。

1. 清らかな文化の町に

若い力を育て、文化と教養の
まちをつくります。

連絡先	福祉課保護係
担当	磯貝・澁谷
電話	95-9883

令和6年12月3日

碧南市連絡委員各位

福祉こども部福祉課長 鈴木 善三

民生委員の一斉改選について（お願い）

日頃から、民生委員活動の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、民生委員の任期は、民生委員法により3年と定められていることから、令和7年11月30日に任期満了となり、一斉改選となります。

そこで、定年及び辞意の申し出があった方の後任について、下記のとおり推薦していただきたく、来年度連絡委員の方へ引き継ぐ際にご配慮いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 推薦の依頼予定

令和7年4月開催の連絡委員幹事会にて推薦の依頼を行う。

2 推薦の基準

真に民生委員の職務遂行が期待できる適任者とされており、令和7年12月1日の委嘱日現在の年齢を基準として、民生委員のうち民生委員・児童委員につきましては**65歳未満で退任民生委員の担当地区内の方を、主任児童委員につきましては55歳未満で各地区内の方を推薦してください。**

3 民生委員・児童委員の概要について

(1) 民生委員・児童委員の役割

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うこと。

(2) 民生委員・児童委員の主な活動

ア 各地区民生委員児童委員協議会定例会議への出席（毎月1回）

イ 友愛訪問の実施（ひとり暮らし高齢者等の日常生活の相談、安否確認のための家庭訪問）

ウ 70歳以上の高齢者等実態調査（シルバーカード調査）への協力

エ 青少年とともにすすむ運動パトロールの実施（夏休み・冬休み期間）

オ 赤い羽根共同募金運動への協力

カ 児童委員としての活動（児童の健全育成・要保護児童等に対する実態把握及び連絡）

キ ふれあいいきいきサロンへの協力

ク 各福祉部会活動の実施

ケ 低所得者及び高齢者世帯等の実態把握と援助活動の実施

コ 要保護児童対策協議会への参加

(3) 主任児童委員の役割

児童福祉に関する事項を専門的に担当し、地域における児童健全育成活動の中心を担うこと。

(4) 主任児童委員の主な活動

ア 主任児童委員部会への出席（毎月1回）

イ 各地区青少年育成推進会議、いじめ不登校対策委員会、要保護児童対策協議会への出席（随時）

ウ 小中学校訪問（児童・生徒の実態把握等）

エ 要保護児童対策協議会への参加

4 その他

現在の民生委員・児童委員の方は別添名簿のとおりです。

民生委員一斉改選スケジュール（令和7年度）

月	日	事 項
11	1	市民児協会長連絡会にて一斉改選スケジュールについて説明、協議
	中旬	各地区民児協にて一斉改選スケジュールについて説明 ※定年以外の退任希望者は、12月末までに事務局に申し出るよう依頼
12	3	連絡委員幹事会にて一斉改選スケジュールの説明 来年度、後任候補者選定を依頼する旨の周知
12	末	現任民生委員からの辞任の申出期限
2	5	市民児協会長連絡会にて退任希望者一覧を各地区民児協会長へ提示 (必要に応じて、3月中に各地区民児協会長による慰留交渉)
3	未定	愛知県からの定数決定通知
4	2	市民児協会長連絡会にて最終的な退任者一覧を各地区民児協会長へ提示
4	未定	連絡委員幹事会にて候補者推薦について依頼 (退任者一覧を添付)
7	31	各地区から事務局への候補者推薦報告期限
8	1	碧南市民生委員推薦会委員委嘱
	1～	新任民生委員候補者宅へあいさつと経歴等聞き取り調査
	1～	推薦調書及び推薦会資料作成
	22	碧南市民生委員推薦会の開催
	下旬	愛知県への推薦調書提出期限
12	1	民生委員・児童委員及び主任児童委員辞令伝達式

地区	番号	氏名	カナ	担当地区	年齢	退任
新川	1	信田 徹自郎	シノダテツジロウ	丸山町1～6丁目、久沓町3・4丁目	76	定年
新川	2	馬崎 豊彦	マサキトヨヒコ	久沓町1・2丁目、六軒町1～5丁目	73	
新川	3	竹内 綾子	タケウチアヤコ	田尻町、松江町1・2丁目	70	
新川	4	住林 修子	スミバヤシユウコ	松江町3丁目～6丁目	72	
新川	5	杉浦 義隆	スキウラヨシタカ	鶴見町1・4・5丁目、相生町5丁目	74	
新川	6	高橋 豊子	タカハシトヨコ	相生町1・3・4丁目	64	
新川	7	岡本 康子	オカモトヤスコ	山神町4・5・8丁目	64	
新川	8	坂田 啓子	サカタケイコ	山神町1・2・3丁目、相生町2丁目	73	
新川	9	鈴木 清貴	スズキキヨタカ	山神町6・7丁目、浅間町1・2丁目	74	
新川	10	原田 利夫	ハラダトシオ	浅間町3・4・5丁目、新川町6丁目、明石町	76	定年
新川	11	笠原 修司	カサハラシュウジ	新川町1～5丁目	75	定年
新川	12	岩野 知代美	イワノチヨミ	千福町1・4～6丁目、籠田町1丁目	69	
新川	13	神谷 淳子	カミヤアツコ	籠田町2・3丁目	73	
新川	14	犬塚 明子	イヌツカアキコ	千福町2・3丁目	65	
新川	15	石原 一夫	イシハラカスオ	浜尾町2・4丁目、籠田町4丁目、堀方町2丁目	74	
新川	16	岡本 裕子	オカモトヒロコ	浜尾町1・3丁目、鶴見町3・6丁目	71	
新川	17	横山 茂	ヨコヤマシゲル	住吉町1～4丁目	68	
新川	18	磯貝 昌子	イソガイマサコ	堀方町1丁目、踏分町	67	
新川	19	小笠原 弥生	オガサワラヤヨイ	金山町	68	
新川	20	鈴木 眞智子	スズキマチコ	東山町1～4・6丁目	72	
新川	21	岡島 温	オカジマアツシ	西山町1～5丁目、山下町	74	
新川	22	小笠原 正隆	オガサワラマサタカ	西山町6・7丁目、鶴見町2丁目、東山町5丁目	72	
中央	23	鈴木 利明	スズキトシアキ	道場山町1・2丁目、宮後町1・3丁目、須磨町	64	
中央	24	縦山 建	モミヤマタツル	道場山町3～5丁目、宮後町2・4丁目、末広町1・3丁目	62	
中央	25	牧野 恵	マキノめぐみ	福清水町、堀方町3丁目	69	

中央	26	梶川 真由美	カジカワユミ	天王町1～4丁目	61	
中央	27	小林 喜代美	コバヤシキミ	栄町1～4丁目、末広町2丁目	72	
中央	28	新實 睦政	ニイミムツサ	天王町5～7丁目、野田町1～85番地	73	
中央	29	杉浦 純子	スギウラジユコ	中山町4～7丁目、源氏神明町	69	
中央	30	石川 昭男	イシカワアキオ	向陽町1～4丁目	70	
中央	31	榊原 紘一	サカキハラコウイチ	幸町5～7丁目	67	
中央	32	石川 美智留	イシカワミチル	中後町2～4丁目	59	
中央	33	石川 君子	イシカワキミコ	植出町	66	
中央	34	榊原 由美子	サカキハラユミコ	向陽町1～4丁目	63	
中央	35	古久根 久美子	コクネクミコ	中山町1～3丁目、尾城町3～5丁目	70	
大浜	36	對馬 幸司	ツシマコウジ	大浜上町、石橋町1丁目	75	定年
大浜	37	山田 直一	ヤマダナオイチ	石橋町2～5丁目	70	
大浜	38	亀島 昭彦	カメシマアキヒコ	中松町	70	
大浜	39	高松 早苗	タカマツサナエ	羽根町	67	
大浜	40	島崎 禪祥	シマザキセンショウ	本郷町	71	
大浜	41	宮本 智子	ミヤモトチコ	中町1・2・4丁目、港本町	73	
大浜	42	小笠原 友子	オガサワラトモコ	松本町	76	定年
大浜	43	磯貝 信子	イソガイノブコ	野田町86番地～、善明町1丁目	75	定年
大浜	44	榊原 和弘	サカキハラカスヒロ	沢渡町	73	
大浜	45	清澤 トキ	キヨザワトキ	浜寺町、中町3・5丁目	62	
大浜	46	高松 弘子	タカマツヒロコ	音羽町	71	
大浜	47	齋藤 照久	サイトウテルヒサ	善明町2～3丁目、作塚町1・3丁目(大浜中区)	63	
大浜	48	磯貝 智恵子	イソガイチエコ	錦町	72	
大浜	49	荒川 琢雄	アラカワタクオ	塩浜町1～5丁目	64	
大浜	50	加藤 元久	カトウモトヒサ	塩浜町6～8丁目	66	

大浜	51	亀島 秀子	カシマヒデコ	浜田町	68	
大浜	52	磯貝 豊	イソガイユカ	伊勢町、若松町	75	定年
大浜	53	高橋 功	タカハシイサオ	入船町4・6・7丁目	69	
大浜	54	生田 郁夫	イクタイウ	入船町3丁目、権田町1～3丁目	73	
大浜	55	亀島 照美	カシマテルミ	入船町1・2・5丁目	62	
大浜	56	平松 和光	ヒラマツカスミツ	築山町、西浜町2丁目	70	
大浜	57	平松 徳一	ヒラマツノカス	西浜町1丁目、3～6丁目	66	
大浜	58	加藤 儀和	カトウヨシカス	宮町1～5丁目	69	
大浜	59	瀬戸田 裕子	ネギタユウコ	岬町	62	
大浜	60	杉浦 博子	スキウラヒロ	宮町6・7丁目、権現町	70	
大浜	61	竹内 博之	タケウチヒロキ	前浜町、稲荷町、河方町、江口町、潮見町、中田町、葭生町	65	
大浜	62	波多野 辰美	ハタノタツミ	川口町	71	
棚尾	63	多田 憲次	タダケンジ	志貴崎町、舟江町、中江町	72	
棚尾	64	石川 二三代	イシカワフミヨ	栗山町、作塚町2丁目	70	
棚尾	65	杉浦 智子	スキウラサコ	春日町、作塚町3丁目の一部	64	
棚尾	66	生田 幸美	イクタクミ	汐田町	66	
棚尾	67	永坂 龍哉	ナガサカタツヤ	源氏町	73	
棚尾	68	永坂 佳則	ナガサカヨシノリ	志貴町	74	
棚尾	69	平岩 廣一郎	ヒライワコウイチロウ	棚尾本町	74	
棚尾	70	市古 順之	イチコノフユキ	弥生町	58	
棚尾	71	小澤 昇	オザワノボル	若宮町	69	
棚尾	72	角谷 恵里子	スミヤエリコ	雨池町、川端町	62	
旭	73	榊原 美佐子	サカキハラミサコ	鷺塚町3～7丁目、縄手町、野銭町	72	
旭	74	榊原 かなえ	サカキハラカナエ	鷺林町(碧南市養護老人ホームを除く)、三角町、大堤町	70	
旭	75	石川 良子	イシカワヨシコ	県営鷺塚住宅(鷺塚町6丁目8番地)5・6・7棟、C棟	56	

旭	76	松田 久美	マツダクミ	県営鷺塚住宅(鷺塚町6丁目8番地)A棟	60	
旭	77	林田 豊子	ハヤシダトヨコ	県営鷺塚住宅(鷺塚町6丁目8番地)B棟	70	
旭	78	小田 直樹	オダナオキ	二本木町、荒子町	76	定年
旭	79	岩間 伸二	イワマシジ	笹山町	77	定年
旭	80	中根 潮美	ナカネシホミ	緑町、中後町1丁目	63	
旭	81	小澤 浄	オザワキヨシ	新道町、平和町	70	
旭	82	永井 いく子	ナガイイクコ	神有町	76	定年
旭	83	伊藤 幸子	イウサチコ	天神町	74	
旭	84	鈴木 照子	スズキテルコ	城山町、尾城町1・2丁目	69	
旭	85	杉浦 浩二	スギウラコウジ	旭町、鷺塚町1～2	71	
旭	86	菅原 優	スガウラマサル	鴻島町3～6(日新製鋼株社宅を除く)	69	
旭	87	宮地 京子	ミヤチキョウコ	照光町、三宅町	70	
旭	88	大河内 洋美	オオコウチヒロミ	伏見町、流作町	56	
旭	89	鈴木 千恵美	スズキチエミ	日進町、三間町、下洲町、矢縄町	73	
旭	90	高山 茂久	タカヤマシゲヒサ	池下町、鴻島町1～2丁目、日新製鋼株社宅(鴻島町5丁目33番地)	61	
旭	91	今井 桂子	イマイケイコ	霞浦町	71	
旭	92	石川 みち恵	イシカワミチエ	平七町	63	
旭	93	石川 和昌	イシカワカズマサ	東浦町	69	
西端	94	杉浦 時子	スギウラトキコ	北町、大久手町、竹原町、宝町、若水町、井口町、雁道町、用久町、桃山町、平山町、大坪町、白沢町	67	
西端	95	神谷 幸江	カミヤユキエ	半崎町1～4・6丁目	75	定年
西端	96	新美 達夫	ニミタツオ	上町、吹上町2丁目	73	
西端	97	藤浦 恵美子	フジウラエミコ	吹上町3丁目	75	定年
西端	98	杉浦 綾子	スギウラアヤコ	松原町、島池町、屋敷町、清水町、鳥追町、神田町、奥沢町、長田町、吹上町1丁目	74	
西端	99	杉浦 妙子	スギウラタエコ	湖西町、油漕町(特別養護老人ホームシルバーピアみどり苑は除く)、洲先町	73	
西端	100	白井 康三	シライコウゾウ	札木町、坂口町3丁目	64	

西端	101	中平 正二	ナカヒラ ショウジ	三度山町1・2丁目(県営西新井住宅除く)	77	定年
西端	102	中根 俊二	ナカネ シュンジ	三度山町3・4丁目、県営西新井住宅(三度山町2丁目21番地)	63	
西端	103	杉浦 絹代	スギウラキヨ	白砂町、立山町、荒居町、広見町、古川町、坂口町1・2・4丁目	76	定年
新川	104	清澤 和音	キヨザワカズネ	新川地区主任児童委員	43	
新川	105	黒川 佳奈子	クロカワカナコ	新川地区主任児童委員	50	
中央	106	鈴木 政枝	スズキマサエ	中央地区主任児童委員	53	
中央	107	石川 まさ恵	イシカワマサエ	中央地区主任児童委員	54	
大浜	108	生田 靖子	イクタヤスコ	大浜地区主任児童委員	59	定年
大浜	109	山田 節子	ヤマダセツコ	大浜地区主任児童委員	50	
棚尾	110	欠員		棚尾地区主任児童委員		
棚尾	111	井上 美香	イノウエミカ	棚尾地区主任児童委員	52	
旭	112	伊藤 幸和	イトウユキカズ	旭地区主任児童委員	51	
旭	113	山田 和代	ヤマダ カズヨ	旭地区主任児童委員	53	
西端	114	深津 邦江	フカツクニエ	西端地区主任児童委員	57	定年
西端	115	月原 真子	ツキハラマコ	西端地区主任児童委員	46	

※定年75歳(主任児童委員は55歳)

定年退任者16名予定

連絡先	環境課ごみ減量係
担当	鈴木 章宏
電話	95-9899

令和6年12月3日

碧南市連絡委員各位

経済環境部環境課

課長 中川 知之

市民協働部地域協働課

課長 堀田 葉子

町内会（自治会）加入世帯調査について（お願い）

日頃は、ごみの減量とリサイクルの推進に対しまして、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、毎年碧南市指定のごみ袋配布及び地域振興事業補助金等の算定のため、町内会加入世帯リスト（昨年度に実施した町内会加入調査に加え、令和6年11月末までの転出者を反映した資料）につきまして、下記の要領で加除をお願いします。

記

1 調査目的

- (1) 環境課 この調査で把握した加入世帯数に基づきごみ袋を配布します。なお、未加入世帯には通知を郵送し、市役所環境課の窓口で配布します。
- (2) 地域協働課 令和7年度における加入世帯数を算定根拠とする補助金等の算定基礎とします。

ア 地域振興事業補助金

町内会等が行う地域活性化に係るコミュニティ事業に対する補助金

イ 連絡事務事業委託料

広報紙等の配布・回覧による市政の周知、事務連絡等に対する委託料

2 調査対象時点

令和7年1月1日現在の町内会加入状況

3 調査方法

添付（封筒内）の町内会加入世帯リストに令和7年1月1日現在の町内会加入世帯を手書きで加除して下さい。町内会加入世帯リストは、前年の調査結果と、令和6

年10月末までの転出者データを反映させたものです。令和7年1月1日現在、各町内会の加入者台帳に記載のある世帯は加入としてください。

(1) 追加（新規加入）	「新規町内会加入世帯」用紙に手書きで世帯主名、住所を書き加えてください。
(2) 削除（脱会）	二重線を引いてください。
(3) 変更	変更部分に二重線を引いて、変更箇所を記入してください。（世帯主名など）

注1：加除を行い修正された町内会加入世帯リストの世帯数に予備（3世帯）を含めたごみ袋を配布します。

注2：個人情報の取り扱いについては、最善の注意をお願いします。

【今年度からの変更点】

アパート等の集合住宅について、町内会に加入しているはずなのにごみ袋が配布されないという事例が多くありました。

そこで本年度から集合住宅の加入調査について記入方法を変更させていただきます。

集合住宅全体で町内会費をもらっている集合住宅→「全戸が町内会に加入している（町内会費を徴収している）アパート一覧」用紙に住所、アパート名、入居世帯数を記入してください。入居世帯数を把握していない場合は空白にしてください。

2月4日（火）の連絡委員幹事会にて、どの部屋に配っていただくかのリストを配布します。なお住民票がない方は、ごみ袋の配布対象者ではありません。

また、今回の調査では商店や企業といった法人は含みません。ただし、商店等で店舗と住居が一体となっており、一般家庭のような居住の実態があれば町内会加入世帯数に含めます。

4 期限

令和7年1月17日（金）まで

5 提出

加除等の修正をした町内会加入世帯リストを環境課ごみ減量係（市役所1階）にご提出下さい。なお、修正がない場合も必ずご提出下さい。郵送は不可です。

また、修正後のごみ袋町内会配布世帯一覧の写しは再配布しません。

6 今後のごみ袋配布の流れ

(1) 2月4日(火)

2月連絡委員幹事会にて、「燃やすことのできるごみ袋及びごみカレンダーの配布について(依頼)」という議題で各町内会へのごみ袋配布数及び配送日程を連絡します。

(2) 3月3日(月)～3月7日(金)(予定)

各連絡委員宛てにごみ袋を配送します。

※昨年度配布曜日は以下のとおりです。

月曜日	午前	棚尾	午後	中央
火曜日		西端		
水曜日		旭		
木曜日		新川		
金曜日		大浜		

7 問合せ

<ごみ袋配布について>

環境課ごみ減量係 TEL: 95-9899

<各種補助金・委託料について>

地域協働課地域協働係 TEL: 95-9872

町内会加入者数調査の手引き（令和7年1月版）

1 町内会加入世帯数の把握方法

前回調査（令和6年1月1日現在）を基礎にした市から配布されたごみ袋町内会配布世帯一覧を元に、令和7年1月1日現在の町内会加入世帯・未加入世帯を手書き等で加除して、令和7年1月17日（金）までに市へ提出する。

2 町内会加入世帯の定義

令和7年1月1日現在、各町内会の加入者台帳に記載のある世帯は加入とする。

※個人世帯単位ではなく、アパート全体として町内会費を払っている世帯も含まれます。（全戸が町内会に加入しているアパート一覧に記入してください。）

記入例

町内会加入世帯リスト（ごみ袋町内会配布世帯一覧）

町内会名 ○○町

住所	世帯主氏名	備考
1 ○○○町○○番地	○○○○	削除は二重線
2 ○○○町○○番地	○○○○	
3 ○○○町○○番地	○○○○	
4 ○○○町○○番地	○○○○	
5 ○○○町○○番地	○○○○ 新世帯主 ○○○○	
6 ○○○町○○番地	○○○○	
7 ○○○町○○番地	アパートA101号	変更は二重線の横に変更箇所を記入してください。
8 ○○○町○○番地	アパートA102号	
9 ○○○町○○番地	アパートA103号	
10 ○○○町○○番地	アパートA104号	

連絡先	地域協働課地域協働係
担 当	水村、鳥居
電 話	95-9872 (直通)

令和 6 年 1 2 月 3 日

碧南市連絡委員各位

市民協働部地域協働課

課長 堀 田 葉 子

区民館等運営事業補助金に係る報告方法について（依頼）

寒冷の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、地区行政諸般に多大なるご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

つきましては、下記のとおり令和 7 年度区民館等運営事業補助金に係る対象経費（令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月の運営費及び地代、賃金）について、年度末の報告に向けて準備をお願いいたします。

記

1 目的

令和 7 年度区民館等運営事業補助金に係る補助額の算出資料とする。

2 報告書類

(1) 区民館等運営費内訳明細書（ホームページに掲載）

(2) 領収書の写し、振替を行っている場合は通帳の写し等（項目の記載が必要）。

※電話料の基本料金は請求内訳の写し（毎月分）を添付してください。

(3) 借地料に変更が生じた場合は、賃貸借契約書の写し。

※データでの提出も可能です。その場合、ファイル形式は、(1)はエクセル、(2)(3)は PDF でお願いたします。tiikika@city.hekinan.lg.jp へ送信してください。

3 経過報告

経過報告として、令和 6 年 4 月から令和 6 年 1 2 月までの運営費等を令和 7 年 1 月 2 4 日（金）までに報告してください。

※1 2 月分の支払いが、提出期限以降になる場合等は提出時に揃う範囲で構いません。

4 報告先

市民協働部地域協働課地域協働係

5 その他

集会所（鷺塚住宅、家下住宅、宮下住宅、市営三度山住宅、県営三度山団地）については、定額補助のため報告の必要はありません。

碧南市区民館等運営事業補助金について

1 区民館等運営事業補助の目的

地域住民の自治活動の振興を図ることを目的に区民館等の運営に要する経費を助成する。

2 補助金の額

(1)	電気料（区民館等に要するもののみ）	全額	(1)～(6)までの合計額が75万円を超えた場合は75万円と75万円を超えた額の2分の1の合計が限度額となる
(2)	水道料及び下水道使用料		
(3)	ガス代及び灯油代		
(4)	電話料の基本料金 ※基本料金…回線使用料、屋内配線使用料、ピンク電話機使用料、ベル使用料、硬貨収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料等定額のもの		
(5)	し尿くみ取料		
(6)	浄化槽清掃料及び点検料		
(7)	借地料	全額	区民館等の床面積3倍までの借地面積かつ、固定資産税課税標準額の原則4%までの借地料が限度額
(8)	事務員賃金 区等と雇用契約を結んでいる者への給与であること。よって、税法上の事務手続き（源泉徴収または確定申告など）が税務署等に適正になされている必要がある（地区より税務署等に給与支払報告書、あるいは本人に確定申告のための賃金明細の交付など）。	2分の1 （退職金は除く）	事務員を置いていない場合、置いているが賃金が年24万円に満たない場合は1.2万円を補助対象額とする
補助金額		(1)～(8)の合計	1,000円未満端数切捨て

※算定基礎は前年度実績に基づいて行い、当該年度予算額を限度に交付する

3 区民館等運営事業補助金の交付先

区又は町内会

4 その他

(1) 補助額については、通常の使用として考えられる範囲の額での交付となります。何らかの理由でその範囲を超える場合は、原則、前年度の同月の申請額を基に算出します。

(2) 借地料および用務員賃金が大きく変わった場合、金額によっては必ずしも全額補助できない可能性があります。変更される際には、必ず事前に地域協働課へご相談ください。

令和6年度区民館等運営費内訳明細書

(区名:)

支出 (支出した金額を全部記入)

	R6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7年 1月	2月	3月	合計	補助対象額
費用														
電気料														全額
〃														全額
上下水道料														全額
ガス														全額
電話														基本料金
し尿														全額
浄化槽														全額
小計														限度額=75万円 +75万円を超え た額の1/2
地代														全額
賃金														総額*1/2
合計														

注 1) 電気料～賃金の金額について……実際に支払った(引き落とし)月で記入し、消費税込みの額とする。

2) 電気料……区民館等運営に要するもののみ。神社関係のもの等は除く。

3) 電話……基本料金とする(回線使用料、屋内配線使用料、ベル使用料、硬貨収納等信号送出機能使用料、ユニバーサルサービス料等

定額のもの)×消費税 ※小数点以下は切捨て。 ※請求書の内訳書を全ての月の分を提出してください。

4) 事務員賃金……実際に要した額。但し退職金は含まない。

【領収書・通帳等の写しの注意事項】

①電話料については、料金のわかるものを提出してください。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	請求年月 MONTH OF ISSUE	年 月ご請求分
----------------------------	------------------------	---------

ご請求内訳 (お客様番号)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	【本内訳は、各サービス提供事業者が発行したものです。】
◇NTT西日本ご利用分			
2,612	2,350	回線使用料(基本料)(事務用)	
	50	硬貨収納等信号送出機能使用料	
	17	ダイヤル通話料	
	2	ユニバーサルサービス料	
	193	消費税等相当額(合計)	
◇合計	2,612	合計	

電話料については、内訳が分かるものを提出してください(毎月分)。

※補助対象は基本料金とします。
回線使用料等定額のもの×1.1
(消費税)

※通話料は対象にはなりません。

②通帳の写しについては、何の支払いか分かるように項目を記載してください。



普通預金

6

日付	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2	電話料金	2,594		
3		50,000	碧南花子人件費(5月分)	
4	電気料金	15,000		
5	ガス料金	2,100		
6	水道代	4,779		
7		78,000	浄化槽点検料	
8				
9				
10				
11				
12				

摘要欄に記載の無いものは、何の振替か分かるように項目を記載してください。
色ペン等で印をつけてください。